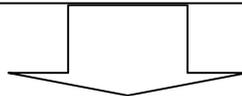


中間前金払制度の活用促進について

建設工事における請負者の円滑な代金の支払いを促進するため、『中間前金払制度』を以下のとおり変更します。

1. 対象工事を拡大します。

【現行】 請負金額1,000万円以上で、かつ、工期が150日を越える工事で、かつ、原則として年度内完成工事



【変更後】 請負金額1,000万円以上の工事

2. 「中間前金払」と「部分払」の契約締結後の変更ができるようにします。

3 請負者の中間前金払請求時の事務負担を軽減します。

【現行】 「工事履行報告書」を工事着工前及び毎月末に提出する。



【変更後】 「工事履行報告書」を「認定請求書」の提出時のみ提出する。

1及び2は、平成21年1月5日以降に入札公告等する工事に適用する。

3は、平成21年1月5日以降に請負者が認定請求する工事に適用する。